

宗像市防災対策基本条例（骨子）

市、市民及び事業者の責務、施策の基本的事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、災害による被害の最小化を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

基本理念

防災対策は、自助、共助、公助の考え方にに基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携して取り組む

1. 防災に関する責務の明確化

- 市民、事業者、外出者の自助・共助における責務の明確化
- 市、小中学校の責務の明確化

2. 災害への予防対策

- 市民の防災意識の向上及び防災教育への支援
- 自主防災組織の結成、資機材等の整備、訓練実施、リーダー育成
- マンションの防災対策
- 避難行動要支援者に対する施策
- 防災訓練の実施
- ボランティアへの支援
- 防災まちづくりの推進

3. 災害発生時の応急対策

- 応急体制の整備
- 指定避難所の開設、運営体制の整備、避難誘導方法の確立、福祉避難所の開設
- 情報伝達体制の整備
- 帰宅困難者対策の実施
- 他の地方公共団体との協定
- 放射線物質対策等の実施

4. 復興対策

- 国・県・関係機関と連携し、市民協働による総合的、計画的な推進
- 災害復興基本方針、災害復興基本計画の策定